

【基本方針】

- 1 正しい知識の普及や不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 2 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 3 医療における質の向上と連携の促進
- 4 アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

	重点目標	施策	取組
発生予防（一次）	飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防	①教育、広報等による普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳未満の者、若い世代、妊産婦、女性、高齢者等への飲酒のリスクに関する教育や啓発の推進 ○ 依存症に対する誤解や偏見の解消に向けた正しい知識・理解の啓発の推進
		②不適切な飲酒の誘因の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳未満の者への販売禁止、酒類提供禁止の周知徹底
	進行予防（二次）	アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備	③健康診断及び保健指導
④医療の充実等			<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門医療機関及び治療拠点機関の整備 ○ アルコール健康障害に係る医療の質の向上 ○ 医療連携の推進
⑤飲酒運転等をした者に対する指導等			<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転等をした者に対する指導等 ○ 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等
⑥相談支援			<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援体制の構築 ○ 相談支援従事者の育成
再発予防（三次）		⑦社会復帰への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール依存症からの回復支援
		⑧民間団体等の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自助グループ等との連携推進 ○ 自助グループ等への支援
共通	アルコール健康障害対策の基盤整備	⑨連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における連携協力体制の構築 ○ 相談支援体制の充実（再掲） ○ 医療連携の推進（再掲）
		⑩人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職域における対応の促進（再掲） ○ 相談支援従事者の育成（再掲） ○ 医療の質の向上（再掲）

【計画の推進体制】
「北海道アルコール健康障害対策推進会議」における取組の成果と課題の検証